

## 太田市子ども・子育て支援法等の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(労働時間に係る支給要件)

第2条 府令第1条の5第1号に規定する市が定める時間は、64時間とする。

(求職活動における教育・保育給付認定期間)

第3条 府令第8条第4号ロに規定する市が定める期間は、90日とする。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第4条 府令第28条の5第4号ロに規定する市が定める期間は、90日とする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第5条 施設等利用給付認定保護者は、法第30条の9第1項各号に掲げるいずれかの場合に該当したとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなったときは、その旨を届け出るものとする。

(特定教育・保育施設の確認の通知等)

第6条 市長は、法第31条第1項若しくは第43条第1項、第32条第1項若しくは第44条第1項又は第54条の2第2項の規定による特定教育・保育施設等の確認又は確認の変更をしたときは、その通知を申請者に交付するものとする。

(特定教育・保育施設の確認の取消し等の通知)

第7条 市長は、法第40条第1項、第48条第1項又は第52条第1項の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、通知するものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第8条 法第58条の6第1項の規定による確認の辞退は、その旨を市長に提出することにより行うものとする。

(手続き等の様式)

第9条 次に掲げる手続き等の様式は、市長が別に定める。

- (1) 法第20条第1項の規定による認定の申請
- (2) 法第20条第4項後段に規定する支給認定証
- (3) 法第20条第4項前段、同条第5項及び第6項に規定する通知
- (4) 府令第7条の規定による利用者負担額に関する通知
- (5) 府令第9条第1項の規定による届出

- (6) 府令第9条第4項の規定による利用者負担額の変更に関する通知
- (7) 法第23条第1項の規定による申請
- (8) 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項前段に規定する変更の認定に係る通知
- (9) 府令第12条第1項の規定による職権による教育・保育給付認定の変更を行う旨の通知
- (10) 府令第12条第2項の規定による支給認定証の提出を求める旨の通知
- (11) 府令第14条の規定による教育・保育給付認定の取消しを行った旨の通知
- (12) 府令第15条の規定による申請内容の変更の届出
- (13) 府令第4条の2の規定による支給認定証の交付及び府令第16条の規定による支給認定証の再交付の申請
- (14) 法第30条の5第1項の規定による認定の申請
- (15) 法第30条の5第3項から第5項までの規定による通知
- (16) 府令第28条の6第1項の規定による届出
- (17) 法第30条の8第1項の規定による申請
- (18) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前の子どもに係る法第30条の5に規定する認定を受けた同条第3項に規定する施設等利用給付認定保護者による前号に掲げる申請
- (19) 法第30条の8第3項において読み替えて準用する法第30条の5第3項の規定による変更の認定に係る通知
- (20) 府令第28条の9の規定による職権による施設等利用給付認定の変更を行う旨の通知
- (21) 第5条に規定する施設等利用給付認定取消の届出
- (22) 府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しを行った旨の通知
- (23) 府令第28条の12第1項の規定による申請内容の変更の届出
- (24) 第13条の3の規定による施設等利用給付認定通知書の再発行の申請
- (25) 法第31条第1項及び府令第29条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の申請
- (26) 法第43条第1項及び府令第39条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の申請
- (27) 法第32条第1項又は第44条第1項の規定による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認の変更に係る申請
- (28) 法第35条第1項又は第47条第1項の規定による特定教育・保育施設等の名称等の変更に係る届出
- (29) 法第35条第2項又は第47条第2項の規定による特定教育・保育施設等の利用定員の減少に係る届出

- (30) 第6条に規定する特定教育・保育施設等の確認又は確認の変更をした通知の交付
- (31) 第7条に規定する確認の取消し又は停止をした通知
- (32) 府令第46条第1項に規定する特定保育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する事項に係る届出
- (33) 府令第46条第2項に規定する特定保育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する変更事項に係る届出
- (34) 法第58条の2第1項及び府令第53条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請
- (35) 法第58条の5の規定による特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更に係る届出
- (36) 第8条に規定する確認辞退の届出の提出
- (37) 法第44条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請
- (38) 法第47条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の届出
- (39) 法第48条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退の届出
- (40) 法第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の申請  
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 法第20条の規定による教育・保育給付認定の手続、法第31条の規定による特定教育・保育施設の確認の手続、法第43条の規定による特定地域型保育事業者の確認の手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の太田市子ども・子育て支援法等の施行

に関する要綱の様式第1号、様式8号及び様式第11号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号及び様式第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第6号、様式第12号の2及び様式第12号の6による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式第1号から様式第24号までによる用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。